

平成16年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果 の政策への反映状況に関する報告(概要)

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第19条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告
- 評価法施行後3年目の状況の取りまとめ
- 平成17年6月10日に国会に提出するとともに公表

(参考) 評価法第19条 政府は、毎年、政策評価及び第12条第1項又は第2項の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 各府省 ⇒ 自らの政策について、事前・事後の評価
- 総務省 ⇒ 政府全体としての政策の統一性・総合性を確保
(第12条第1項、2項関係)
するための評価、各府省が行った政策評価の客観性のチェック

1 各行政機関における事前・事後別、評価対象別の政策評価の実施状況

① 全体

□ 平成16年度評価実施件数 9,428件(対前年度 1,749件減)

※ 再評価の対象となる個別公共事業数が年度によって変動することが、主な要因

② 事前評価

□ 平成16年度事前評価実施件数 5,147件(対前年度 98件減)

※ 新規採択された個別公共事業数の減少が主な要因(対前年度185件減)

- ・ 事前評価が義務付けられていない事業等(新規個別事業・施策等)についても評価を着実に実施(14年度294件→15年度328件→16年度348件)
- ・ 規制についても着実に実施(14年度4件→15年度7件→16年度17件)

(単位：件)

| 行政機関名 | 個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。) | 研究開発課題 | 個別政府開発援助(ODA) | 左記以外の新規個別事業 | 新規施策等(規制を含む。) | 計 |
|-------------|---------------------|--------|---------------|-------------|---------------|-------|
| 内閣府 | — | — | — | — | — | — |
| 官内庁 | — | — | — | — | — | — |
| 公正取引委員会 | — | — | — | — | — | — |
| 国家公安委員会・警察庁 | — | — | — | 16 | — | 16 |
| 防衛庁 | — | 12 | — | 8 | — | 20 |
| 金融庁 | — | — | — | 5 | — | 5 |
| 総務省 | — | 10 | — | — | — | 10 |
| 公害等調整委員会 | — | — | — | — | — | — |
| 法務省 | — | 5 | — | 6 | — | 11 |
| 外務省 | — | — | 38 | — | — | 38 |
| 財務省 | — | — | — | — | — | — |
| 文部科学省 | — | 25 | — | 53 | 9 | 87 |
| 厚生労働省 | 49 | — | — | 35 | — | 84 |
| 農林水産省 | 3,841 | 100 | — | 4 | — | 3,945 |
| 経済産業省 | — | — | — | — | 112 | 112 |
| 国土交通省 | 603 | 45 | — | — | 95 | 743 |
| 環境省 | 71 | — | — | — | 5 | 76 |
| 計 | 4,564 | 197 | 38 | 127 | 221 | 5,147 |
| (平成15年度) | 4,749 | 143 | 25 | 114 | 214 | 5,245 |
| (平成14年度) | 6,935 | 124 | — | 112 | 182 | 7,353 |

(注)「個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)」及び「研究開発課題」の欄には、評価法により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に取り組んでいるものを含む。

③ 事後評価

□ 平成16年度事後評価実施件数 4,281件(対前年度 1,651件減)

※ 再評価の対象となる個別公共事業数の減少が主な要因(対前年度1,735件減)

- ・ 行政の幅広い分野について定期的な評価を行う実績評価方式等を活用する行政機関が多数(14年度8府省→15年度13府省→16年度14府省)。
- ・ 事業評価方式等による個別の継続事業等を対象とした事後評価も、関係行政機関において着実に実施

(14年度77件→15年度120件→16年度147件)

(単位：件)

| 行政機関名 | 行政の幅広い分野を対象に定期的に評価 *実績評価方式等 | 特定のテーマを対象に適期に評価 *総合評価方式等 | 個別の継続事業等を対象に評価 *事業評価方式等 | 未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価 *事業評価方式等 | 完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価 *事業評価方式等 | 計 |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--|---|-------|
| 内閣府 | 17 | 1 | — | — | — | 18 |
| 宮内庁 | — | — | 2 | — | — | 2 |
| 公正取引委員会 | 6 | — | 1 | — | — | 7 |
| 国家公安委員会・警察庁 | 2 | 1 | 2 | — | — | 5 |
| 防衛庁 | 1 | 12 | 3 | — | 15 | 31 |
| 金融庁 | 38 | — | — | — | — | 38 |
| 総務省 | 79 | — | — | — | — | 79 |
| 公害等調整委員会 | 5 | — | — | — | — | 5 |
| 法務省 | 22 | — | 1 | — | — | 23 |
| 外務省 | — | 108 | — | 18 | — | 126 |
| 財務省 | 34 | — | — | — | — | 34 |
| 文部科学省 | 234 | — | — | — | 8 | 242 |
| 厚生労働省 | 108 | 5 | — | 47 | 5 | 165 |
| 農林水産省 | 59 | 5 | 42 | 692 | 1,382 | 2,180 |
| 経済産業省 | — | — | 83 | 13 | — | 96 |
| 国土交通省 | 101 | 5 | 13 | 940 | 123 | 1,182 |
| 環境省 | 48 | — | — | — | — | 48 |
| 計 | 754 | 137 | 147 | 1,710 | 1,533 | 4,281 |
| (平成15年度) | 731 | 29 | 120 | 3,445 | 1,607 | 5,932 |
| (平成14年度) | 554 | 148 | 77 | 1,657 | 1,141 | 3,577 |

(注)「未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価」の欄には、評価法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられている未着手・未了の事業のほか、それ以外の時点で各行政機関が自主的に評価を実施している事業が含まれている。

2 各行政機関における事前評価の結果の政策への反映状況

□ 評価結果(5,147件)について、平成17年度予算要求等(17年度予算要求、17年度補助事業実施地区の採択等)に反映されているものが大半

□ 反映されたもののうち、政策の改善・見直し等を行ったものが18件

(単位：件)

| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 個別公共事業 (官庁営繕事業等を含む。) | 研究開発課題 | 個別政府開発援助 (O D A) | 左記以外の 新規個別事業 | 新規施策等 (規制を含む。) | 計 |
|----------------------|-------------------------|--------------|-----------------------|-----------------|-------------------|------------------|
| 評価実施件数 | 4,564 | 197 | 38 | 127 | 221 | 5,147 |
| 評価結果の政策への 反映件数 | 4,564 (4,564) | 197 (197) | 38 (38) | 127 (127) | 221 (204) | 5,147 (5,130) |
| 政策の改善・見直 し等を行ったもの | — | 5 | — | 10 | 3 | 18 |

(注) 1 本表のほか、政策評価結果の平成17年度機構・定員要求への反映件数は、42件(機構要求19件、定員要求34件)。

また、昨年の報告に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は、13件。

2 表中の()内の数値は、平成17年度予算要求等(17年度予算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択、公募・外部評価型研究開発課題の課題の採択等)に反映した件数

3 政策の改善・見直し等を行ったものには、「政策の所要の見直しを行ったもの」のほか、「複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの」が含まれている。

3 各行政機関における事後評価の結果の政策への反映状況

□ 事後評価結果(4,281件)のすべてについて、評価対象政策又は同種の政策に反映

(単位：件)

| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 現在実施されている政策を対象に評価 | 行政の幅広い分野を対象に定期的に評価 | 特定のテーマを対象に適期に評価 | 個別の継続事業等を対象に評価 | 未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価 | 完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価 | 合計 |
|---------------------|-------------------|--------------------|-----------------|----------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------|
| | | *実績評価方式等 | *総合評価方式等 | *事業評価方式等 | *事業評価方式等 | *事業評価方式等 | |
| 評価実施件数 | 2,748 | 754 | 137 | 147 | 1,710 | 1,533 | 4,281 |
| 政策評価の結果の政策への反映件数 | 2,748 (2,579) | 754 (682) | 137 (112) | 147 (75) | 1,710 (1,710) | 1,533 | 4,281 |
| これまでの取組を引き続き推進 | 2,200 (2,112) | 372 (323) | 115 (108) | 93 (61) | 1,620 (1,620) | — | — |
| 評価対象政策の改善・見直しを実施 | 513 (432) | 377 (354) | 22 (4) | 54 (14) | 60 (60) | — | — |
| 評価対象政策の重点化等 | 199 (192) | 187 (187) | 7 (2) | 5 (3) | 0 (0) | — | — |
| 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | 65 (63) | 57 (57) | 0 (0) | 8 (6) | 0 (0) | — | — |
| 評価対象政策を廃止、休止又は中止 | 35 (35) | 5 (5) | 0 (0) | 0 (0) | 30 (30) | — | — |

(注) 1 本表のほか、政策評価結果の平成17年度機構・定員要求への反映件数は144件(機構要求72件、定員要求130件)。

また、「平成15年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は81件。

2 表中の()内の数値は、平成17年度予算概算要求等(17年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等)に反映した件数

3 「完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係るもので、既に事業が完了した又は終了したものの政策効果の発現状況等を評価するものであり、当該1,533件については、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して反映されている。

4 農林水産省は59政策分野について実績評価方式を用いて評価を実施し、その評価結果を踏まえ、各政策分野に属する659予算関連の政策手段(事業レベル等)の反映状況を作成しており、その内訳は、「予算関連の政策手段を引き続き推進」が269手段、「予算関連の政策手段の改善・見直しを実施」が244手段、「予算関連の政策手段に属する一部の事業又は全部を廃止」が146手段

□ 施策を対象に評価した結果の政策への反映状況

※ 各府省において広く行われている実績評価方式等による評価結果の政策への反映状況

- 実績評価方式等により行政の幅広い分野を対象に定期的に行う評価の実施件数は754件
そのうち382件(50.7%)について、評価結果を踏まえて廃止等を含む改善・見直しを実施

(単位:件)

| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 行政の幅広い分野を対象に定期的な評価 (実績評価方式等) |
|-------------------------|------------------------------|
| 評価実施件数 | 754 |
| 政策評価の結果の政策への反映件数 | 754 (682) |
| これまでの取組を引き続き推進 | 372 (323) |
| 評価対象政策の改善・見直しを実施 | 377 (354) |
| 評価対象政策の重点化等 | 187 (187) |
| 評価対象政策の一部の廃止、休止 又は中止 | 57 (57) |
| 評価対象政策を廃止、休止又は中止 | 5 (5) |

} 50.7%

(注) 表中の () 内の数値は、平成 17 年度予算要求等に反映した件数

4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況

① 政府全体としての政策の統一性・総合性を確保するための評価

□ 政府全体としての政策の統一性・総合性を確保するための評価(3テーマ)について評価書を取りまとめ、意見を付して関係行政機関に送付するとともに公表

| テーマ名 | 政策の評価の結果の概要 | 関係行政機関 |
|--|---|---------------------------------|
| 少子化対策に関する政策評価－新エンゼルプランを対象として－ (総合性確保評価) (H16.7.20) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の結果 仕事と子育ての両立に係る負担感はいまだ十分とはいえず、子育てそのものの負担感も必ずしも緩和されているとはいえない。 ○ 意見 関係省において、少子化対策を効果的に推進していくため、平成16年中に策定することが予定されている新エンゼルプランの策定に際しては、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、子育てに伴う経済的な負担感の緩和や、子育て中の専業主婦家庭の負担感の緩和に資する施策を充実するとともに、それぞれの分野内の施策について、当省のアンケート調査結果を参考に重点化を図ること | 文部科学省、厚生労働省、国土交通省 |
| 湖沼の水環境の保全に関する政策評価 (総合性確保評価) (H16.8.3) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の結果 一定の効果はみられるものの、総体として、期待される効果が発現しているとは認められない。 ○ 意見 <ul style="list-style-type: none"> ① 水質汚濁の機構の解明及び各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握の推進を図ること ② 湖沼水質保全計画の適切な策定及び同計画に基づく各種施策の着実な実施の推進を図ること ③ 各種施策の推進に当たって、i)有効な非特定汚染源対策の検討及び着実な実施、ii)汚水処理施設に係る接続の促進及び高度処理化等の推進を図ること ④ 排出量取引などの経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進を図ること | 総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 |

| テーマ名 | 政策の評価の結果の概要 | 関係行政機関 |
|--|--|-------------------------|
| 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価 (総合性確保評価) (H17.1.11) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の結果 昭和58年に立てられた留学生10万人受入れの目標は、平成15年に既に達成済みであるが、特定国の留学生の割合が高くなっているほか、学業成績が低下している等の状況がみられた。 ○ 意見 今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要 この観点から、次の課題を指摘 <ul style="list-style-type: none"> ① 国費留学生については、役割、規模、国別割合及び選考・受入れ過程を見直す(後発開発途上国については、相手国の事情に応じ一定の配慮)こと ② 私費留学生については、質の向上を図りつつ、効率的にそれが達成されるよう、支援の在り方を見直すこと ③ 留学生の我が国社会における活動の場を確保するための支援 | 文部科学省、法務省、 外務省、厚生労働省 |

□ 総務省が平成15年度及び16年度に意見を付して関係行政機関に評価書を送付し、公表した、政府全体として政策の統一性・総合性を確保するための評価(5テーマ)について、関係行政機関において評価の結果を政策に反映

| テーマ名 | 政策の評価の結果の概要 | 関係行政機関 | 評価の結果の政策への反映状況 |
|--|--|------------------------------|--|
| <p>リゾート地域の開発・整備に関する政策評価 (総合性確保評価) (H15.4.15)</p> | <p>○ 評価の結果 基本方針及びこれに沿った基本構想において想定されたようには特定施設の整備は進んでいない。</p> <p>○ 意見</p> <p>① 本政策をこれまでと同じように実施することは妥当でなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要がある、そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意(承認)基本構想の徹底した見直しを行うことが必要</p> <p>② 同意(承認)基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましく、主務省としては、道府県における的確な政策評価の実施が図られるよう、所要の措置を講ずることが必要</p> | <p>総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p> | <p>主務省においては、近年の社会経済情勢を踏まえ、平成16年2月25日、総合保養地域整備法第1条に規定する整備に関する国の基本方針を全面的に変更した。</p> <p>変更された基本方針においては、都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直すこと、見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想を廃止すること等を掲げている。</p> <p>また、同年3月、担当局長名の都道府県知事あての文書により、基本方針の変更の趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、これを踏まえて都道府県において同意基本構想が見直されるよう通知した。</p> <p>現在、道府県において、基本方針の変更を踏まえ、同意基本構想について、廃止を含めた見直しが進められている。</p> |

| テーマ名 | 政策の評価の結果の概要 | 関係行政機関 | 評価の結果の政策への反映状況 |
|---|--|--------------------|--|
| <p>障害者の就業等に関する政策評価 (総合性確保評価) (H15.4.15)</p> | <p>○ 評価の結果 養護学校等(高等部)の生徒・卒業者に対し、養護学校等(高等部)と公共職業安定所等が相互に連携協力して総合的な指導及び支援を行うことが、当該障害者の就業の促進や職業生活への適応と定着にとって効果的であることが示された。</p> <p>○ 意見</p> <p>① 関係機関相互の連携協力による総合的な指導及び支援を一層推進すること</p> <p>② 知的障害者を教育する養護学校(高等部)における現場実習の履修の機会を確保すること</p> | <p>文部科学省、厚生労働省</p> | <p>① 養護学校等(高等部)と労働関係機関の連携協力</p> <p>i) 平成 15、16 年度において、都道府県等教育委員会の指導主事を対象とした「特別支援教育担当指導主事会議」等を開催し、評価結果等について説明し公共職業安定所等の労働関係機関との連携協力を求めた。</p> <p>また、全国障害者雇用担当官会議等において、公共職業安定所等に対し、養護学校等(高等部)との一層の連携を図り、雇用の促進に努めるよう指示した。</p> <p>ii) これらの取組みもあり、養護学校等(高等部)の卒業生に対する就職者の割合は、20.4%(平成 16 年 3月)で前年度と比較して1ポイント向上した。</p> <p>② 現場実習の履修の機会の確保</p> <p>i) 上記① i)の「特別支援教育担当指導主事会議」等において、就業体験の充実を含む新学習指導要領について説明し、障害種別ごとに現場実習の履修の機会を増やすことについて趣旨の徹底を図った。</p> <p>ii) これらにより、公立の知的障害養護学校(高等部)において、1学年から就業体験を開始している割合は、平成 14 年度の 219 校(51.5%)から 16 年度の 250 校(57.3%)と 5.8 ポイント向上した。</p> |

| テーマ名 | 政策の評価の結果の概要 | 関係行政機関 | 評価の結果の政策への反映状況 |
|--|--|--|---|
| <p>政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価 (統一性確保評価) (H15.6.6)</p> | <p>○ 評価の結果 貸出しの対象等によっては、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測されるほか、間接的な資金供給方法によっても、一定の効率性を確保できる可能性がある。</p> <p>○ 意見 今後、政府金融機関等による公的資金の供給が、一層の効率性の向上を図りつつ、民間金融の補完機能を適切に果たすため、</p> <p>① 民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえながら、中長期的な観点からは、政府金融機関等に係る貸出残高の縮減を図ること</p> <p>② 市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法を十分考慮し、個々の政策目的や、証券化の可能性など当該貸出しが有する性質に応じ、最適な資金供給手法の選択を行っていくこと</p> | <p>内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p> | <p>① 中長期的な観点からの貸出残高の縮減 各政府金融機関等において、貸出残高の縮減を図るため、毎年度の貸付計画額の縮減や、融資率の引き下げ等の措置を講じている。また、民間金融機関の補完の観点から、貸付業務の廃止などの業務の見直しが行われている。</p> <p>② 最適な資金供給手法の選択 各政府金融機関等において、証券化支援業務の導入やリスクに見合った金利体系の改善等を行うなど、それぞれの機関の政策目的、業務の性質等を踏まえた資金供給の手法が取り入れられている。</p> |
| <p>特別会計制度の活用状況に関する政策評価－歳入歳出決算における表示内容を中心として－ (統一性確保評価) (H15.10.24)</p> | <p>○ 評価の結果 歳入の内容又は歳出が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明らかでないものや、歳計剰余金から翌年度への繰越資金額を控除した額である「剰余金」の額が明らかにされていないものなどが一部ある状況</p> <p>○ 意見</p> <p>① 用途が限定されている歳入については、その内容と費消先が明確にされること</p> <p>② 各特別会計で表示内容にばらつきのある「剰余金」については、その内容が明確に表示されること</p> <p>③ 事業規模等を勘案しつつ、経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出を区分して表示されること等</p> | <p>国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p> | <p>① 用途が限定されている歳入等については、延69勘定中延68勘定において、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。</p> <p>② 剰余金等については、延20勘定中延18勘定において、新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。</p> <p>③ 経理対象事業等別や工事箇所等別の区分表示等については、12勘定中11勘定において、歳入歳出決定計算書の添付書類又は新たな特別会計財務書類や省庁別財務書類の表示を見直した。</p> |

| テーマ名 | 政策の評価の結果の概要 | 関係行政機関 | 評価の結果の政策への反映状況 |
|---|--|--------------------------|--|
| <p>少子化対策に関する政策評価－新エンゼルプランを対象として－ (総合性確保評価) (H16.7.20)</p> | <p>○ 評価の結果 仕事と子育ての両立に係る負担感はいまだ十分とはいえ、子育てそのものの負担感も必ずしも緩和されているとはいえない。</p> <p>○ 意見 関係省において、少子化対策を効果的に推進していくため、平成16年中に策定することが予定されている新エンゼルプランの策定に際しては、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、子育てに伴う経済的な負担感の緩和や、子育て中の専業主婦家庭の負担感の緩和に資する施策を充実するとともに、それぞれの分野内の施策について、当省のアンケート調査結果を参考に重点化を図ること</p> | <p>文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> | <p>新エンゼルプランとして、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン。平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)を策定した。</p> <p>当該プランは、評価結果を踏まえ、地域の子育て支援についても、「働いている、いないにかかわらず、親と子の育ち」を地域で支えるきめ細かな子育て支援の展開など、すべての子どもと子育てを大切にする考え方を基本に策定した。</p> <p>また、子育てに伴う経済的な負担の緩和に関しては、子ども・子育て応援プラン計画期間中の検討課題として、児童手当等の経済的支援などについてその在り方等を幅広く検討することとしている。</p> |

② 各行政機関が行った政策評価の客観性のチェック

□ 審査活動:評価の枠組み等において備えるべき水準について個別に点検し改善点を指摘するとともに、横断的に整理・分析を行い基本的・共通的な課題を提起

○ 政策評価の状況(政策の特性に応じて求められる政策評価の今後の課題)

- ・ 実績評価について、目標の達成水準の数値化等による特定
- ・ 事務事業レベルの評価について、事後評価又は事後的な検証の充実
- ・ 研究開発の評価について、外部評価の実施と数量的指標の活用
- ・ 個々の公共事業の評価について、手法の充実と外部からの検証可能性の推進
- ・ 個々の政府開発援助の評価について、事後評価の枠組みや手順の明確化

○ 主な取組の進展

- ・ 概算要求に関連して行われた政策評価に係る評価書の公表時期及び総務大臣への送付時期の早期化が定着
(平成14年度は、ほとんどの評価書が8月末を越えて送付 → 平成16年度も15年度に引き続きほとんどが8月末までに送付)
- ・ 実績評価における目標の達成水準が数値化等により具体的に特定されている政策の割合が増加
(平成14年度34% → 平成15年度50% → 平成16年度55%)

□ 認定関連活動:個々の評価の内容に即して、改めて政策評価を行うこと等が必要ではないかとの観点から、総務省から関係行政機関に対し事実関係の照会等を行い改善を推進

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

| | | |
|-----------|---------|----------------|
| 政策評価官 | : 渡会 修 | (内線 : 9 1 3 2) |
| 調査官 | : 小西 敦 | (内線 : 9 9 4 9) |
| 総括評価監視調査官 | : 新井 誠一 | (内線 : 9 1 3 9) |
| 上席評価監視調査官 | : 井上 浩孝 | (内線 : 2 5 6 6) |

電話 (直通) 03-5253-5427~5429

(代表) 03-5253-5111

(FAX) 03-5253-5464

(E-Mail) kans1027@soumu.go.jp

「平成16年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」全文については、総務省ホームページ内の<http://www.soumu.go.jp/hyouka/houkokuf.htm>をご参照下さい。